

令和4年2月市議会総務委員会資料

第57号議案 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

目次

条例改正の概要	1～3ページ
条例の新旧対照表	4～8ページ

総 務 部

令和4年2月



一般職の職員の給与に関する条例等の改正の概要

1 改正の趣旨

令和3年人事院勧告に基づき国家公務員の期末手当の支給割合が改定されるのと、令和4年6月に支給する期末手当を減額する特例措置が講じられることに伴い、本市の一般職の職員等に関しても同様に改定しようとするもの。

2 改正する条例

- (1) 一般職の職員の給与に関する条例
- (2) 市長及び副市長の給与に関する条例
- (3) 教育長の給与等に関する条例
- (4) 非常勤の職員の報酬等に関する条例
- (5) 長崎市監査委員条例
- (6) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例
- (7) 一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例

3 給与改定の内容

(1) 令和4年度期末手当の支給割合の改定

ア 一般職の職員

区分	6月期			12月期			年間合計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
改定前	1.275	0.950	2.225	1.275	0.950	2.225	2.550	1.900	4.450
改定後	1.200 (▲0.075)	0.950	2.150 (▲0.075)	1.200 (▲0.075)	0.950	2.150 (▲0.075)	2.400 (▲0.150)	1.900	4.300 (▲0.150)

〈備考〉会計年度任用職員も同様に改定

イ 再任用職員

区分	6月期			12月期			年間合計		
	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計	期末	勤勉	計
改定前	0.725	0.450	1.175	0.725	0.450	1.175	1.450	0.900	2.350
改定後	0.675 (▲0.050)	0.450	1.125 (▲0.050)	0.675 (▲0.050)	0.450	1.125 (▲0.050)	1.350 (▲0.100)	0.900	2.250 (▲0.100)

ウ 特定任期付職員

区分	6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
改定前	1.675	1.675	3.350
改定後	1.625 (▲0.050)	1.625 (▲0.050)	3.250 (▲0.100)

エ 市長、副市長

区分	6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
改定前	1.675	1.675	3.350
改定後	1.625 (▲0.050)	1.625 (▲0.050)	3.250 (▲0.100)

オ 議員

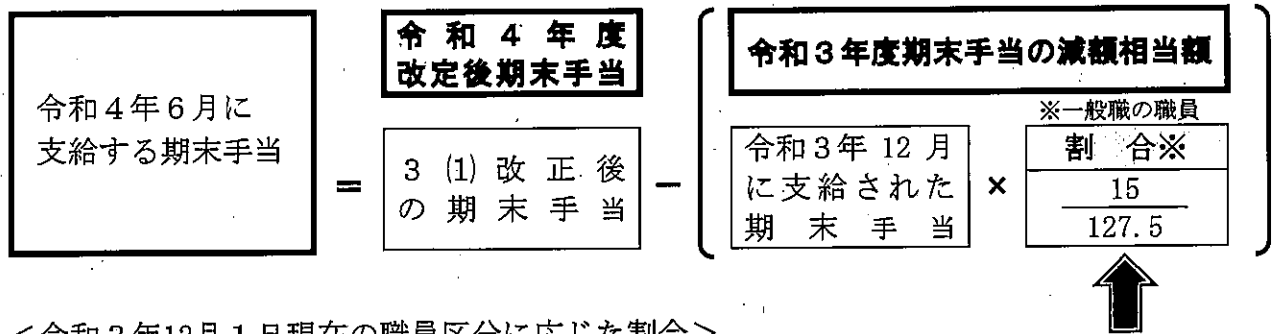
区 分	6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
改定前	1.675	1.675	3.350
改定後	1.625 (▲0.050)	1.625 (▲0.050)	3.250 (▲0.100)

カ 教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者

区 分	6月期(期末手当)	12月期(期末手当)	年間合計
改定前	2.200	2.200	4.400
改定後	2.125 (▲0.075)	2.125 (▲0.075)	4.250 (▲0.150)

(2) 令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置

令和4年6月に支給する期末手当の額は、令和4年度の改定後の期末手当から、令和3年度期末手当の減額相当額を減じた額とする。



<令和3年12月1日現在の職員区分に応じた割合>

区 分	割 合※
ア 一般職の職員（会計年度任用職員を除く）	127.5分の15
イ 再任用職員	72.5分の10
ウ 市長、副市長、議員、特定任期付職員	167.5分の10
エ 教育長、常勤の監査委員、上下水道事業管理者	220.0分の15

※ 令和3年度期末手当の減額相当額が令和4年度の改定後の期末手当以上となるときは、期末手当は支給しない。

<令和4年度と令和3年度の期末手当の差>

職員区分	令和4年6月期		令和4年12月期	合計 ①+②+③
	①令和4年度改定差額	②令和3年度分減額相当額	③令和4年度改定差額	
ア 一般職の職員	▲25千円	▲51千円	▲25千円	▲101千円
イ 再任用職員	▲11千円	▲23千円	▲11千円	▲45千円
ウ 市長	▲68千円	▲136千円	▲68千円	▲272千円
エ 副市長	▲58千円	▲117千円	▲58千円	▲234千円
オ 議員	▲42千円	▲84千円	▲42千円	▲168千円

※ ア一般職の職員及びイ再任用職員は平均給与による額

4 給与改定に伴う所要額

項目	会計	一般	特別	企業	合計
所要額		▲365,989千円	▲3,931千円	▲32,176千円	▲402,096千円
(1) 令和4年度分 改定差額		▲188,446千円	▲2,086千円	▲16,439千円	▲206,971千円
(2) 令和3年度分 減額相当額		▲177,543千円	▲1,845千円	▲15,737千円	▲195,125千円

5 施行日

公布の日

一般職の職員の給与に関する条例等の新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第1条関係】</p> <p>○一般職の職員の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第113号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第18条の2 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第2条関係】</p> <p>○市長及び副市長の給与に関する条例 (昭和26年長崎市条例第114号)</p> <p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3～4 略</p>
<p style="text-align: center;">【第3条関係】</p> <p>○教育長の給与等に関する条例 (昭和28年長崎市条例第28号)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p>	<p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p>

現 行	改 正 案
<p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>	<p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の162.5</u>」とあるのは「<u>100分の212.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>
<p>5～7 略</p>	<p>5～7 略</p>
<p>【第4条関係】</p>	
<p>○非常勤の職員の報酬等に関する条例</p>	
<p>（昭和31年長崎市条例第24号）</p>	
<p>（期末手当）</p>	
<p>第8条 略</p>	<p>第8条 略</p>
<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>	<p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p>
<p>(1)～(4) 略</p>	<p>(1)～(4) 略</p>
<p>3 略</p>	<p>3 略</p>
<p>【第5条関係】</p>	
<p>○長崎市監査委員条例</p>	
<p>（昭和39年長崎市条例第8号）</p>	
<p>（給料等の支給）</p>	
<p>第9条 略</p>	<p>第9条 略</p>
<p>2～4 略</p>	<p>2～4 略</p>
<p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>	<p>5 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例（昭和26年長崎市条例第114号）の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の162.5</u>」とあるのは「<u>100分の212.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p>
<p>6～8 略</p>	<p>6～8 略</p>

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;">【第6条関係】</p> <p>○長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例 (昭和41年長崎市条例第39号) (給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の167.5</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>	<p style="text-align: center;">(給料等の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2～3 略</p> <p>4 期末手当については、市長及び副市長の給与に関する条例(昭和26年長崎市条例第114号)の規定を準用する。この場合において、同条例第4条第2項中「<u>100分の162.5</u>」とあるのは「<u>100分の212.5</u>」と、同条第3項中「100分の35」とあるのは「100分の20」とする。</p> <p>5～7 略</p>
<p style="text-align: center;">【第7条関係】</p> <p>○一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 (平成21年長崎市条例第39号) (特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>	<p style="text-align: center;">(特定任期付職員についての給与条例等の適用除外等)</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第9条の3、第17条の2第1項及び第18条の2第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第9条の3中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「医療職給料表(1)の適用を受ける職員又は一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成21年長崎市条例第39号)第7条第1項の給料表の適用を受ける職員(市長が定めるものに限る。)」と、給与条例第17条の2第1項中「以下「管理職員」とあるのは「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項の給料表の適用を受ける職員を含む。以下「管理職員」と、給与条例第18条の2第2項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 略</p>

現 行	改 正 案
	<p>附 則 (改正付則の抜粋)</p> <p><u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例第18条の2第2項(同条第3項又は第7条の規定による改正後の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)</u>及び一般職の職員の給与に関する条例第18条の2第4項から第6項まで(長崎市職員の育児休業等に関する条例(平成4年長崎市条例第2号)第17条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)若しくは第20条第1項から第3項まで若しくは第5項、第2条の規定による改正後の市長及び副市長の給与に関する条例第4条第2項(第3条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例第2条第4項、第5条の規定による改正後の長崎市監査委員条例第9条第5項又は第6条の規定による改正後の長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例第2条第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)<u>及び市長及び副市長の給与に関する条例第4条第3項、第4条の規定による改正後の非常勤の職員の報酬等に関する条例第8条第2項及び非常勤の職員の報酬等に関する条例第8条第3項、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成元年長崎市条例第33号)第4条第1項又は公益的法人等への職員の派遣に関する条例(平成13年長崎市条例第32号)第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同月前1箇月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員等(一般職に属する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。)、市長、副市長、議会の議員、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者をいう。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この項において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるとき</u></p>

現 行	改 正 案
	<p>は、<u>期末手当は、支給しない。</u></p> <p>(1) <u>再任用職員（地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。）以外の職員</u> 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア <u>イに掲げる職員以外の職員</u> 127.5分の15</p> <p>イ <u>一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員</u> 167.5分の10</p> <p>(2) <u>再任用職員</u> 72.5分の10</p> <p>(3) <u>市長、副市長及び議会の議員</u> 167.5分の10</p> <p>(4) <u>教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者</u> 220分の15</p> <p><u>(委任)</u></p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。</u></p>